

## P・クロディウスをめぐる最近の諸研究

——ローマ共和政末期の「都市民衆」とのかかわりで——

砂 田 徹

### はじめに

グラックス兄弟に始まり、マリウスやスルラ、そしてポンペイウス、クラッスス、カエサルといったローマ政治史上の有名な人物が輩出した共和政末期、より厳密には、後者三名による「第一回三頭政治」が行われた前50年代において、きわめて特異な政治活動を行なったとして注目されている人物に、プリウス・クロディウス・プルケル P. Clodius Pulcher がいる。

クロディウスの属したクラウディウス・プルケル家はパトリキの名門であり、彼の曾祖父、祖父、父親、そして長兄と、一族の者たちが代々ローマ最高の官職であるコンスルをつとめている。しかしながら、クロディウスが注目に値するのは、このような名門の家系ゆえではなく、むしろその家系にふさわしくない彼の政治活動のためである。略歴は次のように(1)ある。

前91年ごろ、生まれる。

前60年代の前半、義兄にあたるルクルスのもとで第三次ミトリダテス戦争に従軍し、東方のキリキア、アンティオキアを転々とした後ローマに帰還。

前65年、カティリナの訴追者としてローマの政界にあらわれる。

前64年、プロプラエトルのムレナのもとにガルリア・トランサルピナへ。

前62年、有名な「ボナ・デア事件」で訴えられるが無罪判決、ちなみにこの時の訴訟がもとでキケロとは不眞戴天の政敵となった。

前61年、クアエストルとしてシキリアに赴任。

前59年、カエサルの支援をえて、護民官に立候補するための「プレプスへの移籍 (transitio ad plebem)」を果たす。

前58年、護民官として、「穀物法 (lex Clodia frumentaria)」や「組合に関する法 (lex Clodia de collegiis)」の提出、キケロの追放などの活動を展開。

前58年～前57年、キケロの帰還に激しく反対。

前56年、アエディリス職。

前53年、翌年のプラエトルに立候補。

前52年1月18日、アッピア街道上のボヴィルラエにおいて、宿敵ミロとの戦いに倒れる。

なお、前57年9月のキケロのローマ帰還後、あるいは遅くとも、前56年に行われたルカの会談（＝三頭政治の更新）後には、ローマ政界におけるクロディウスの影響力は著しく低下したと考えられている。

さて、このような経歴をもった人物であるクロディウスが、政治家として評価され、注目されだすのは1960年代の後半のことであるが、それ以前の彼の評価に大きな影を落としていたのは、共和政末期に関する重要な史料の一つキケロの叙述である。先に簡単にふれたように、キケロはクロディウスの不倂戴天の政敵であった。そのためクロディウスに関する彼の叙述はかなり厳しい調子を帶びており、捏造とまではいかないにしても、一面的でかつ悪意からかなりの誇張が含まれていることが予想される。ところが、1960年代前半までの研究は、このようなキケロと帝政期の史料とを結びつけることにより、一方では、三頭政治家の「道具」・「手先」、他方では、「狂人」・「怪物」といったクロディウス像を作り上げることになったのである。それに対して、のちに詳しくみると、1960年代後半からは「都市民衆 (plebs urbana)」との関わりで新しいクロディウス像が提出されている。

ひとりクロディウスの再評価にとどまるかぎり、このような動きはさほど興味深くはないかもしれない。しかしながら、私見によれば、クロディウスをめぐる研究は共和政末期の「都市民衆」研究へとよく傾斜し、これまであまり注目されてこなかった彼らの社会的実態と政治運動とを鋭く照射するものとなっている。というのは、キケロから激しく批判された人物ゆえにクロディウスについては比較的多くの記述が残されていることと、他ならぬそのクロディウスが「都市民衆」と深くかかわった政治家であったことが相まって、史料批判次第では主としてキケロの記述から、この時期の「都市民衆」に関して豊富な情報を得ることができるからである。このような傾向を示しつつあるクロディウス研究は、「都市民衆」の実態解明のために、さらには共和政末期の社会=政治史へと向けて、どのような知見と可能性を提供しているのか、以下最近の研究を中心に見ていくことにしたい。なお、わが国においても、池田勝彦氏がいちばんやくクロディウスに注目し、<sup>(2)</sup> 欧米の研究動向を紹介しておられる。本稿は氏の論考との重複をなるべく避け、それ以降の動向を中心に紹介すべくつとめたが、行論の都合上、一部重なった箇所もある。

## 第一章 クロディウス再評価の動き

先にもふれたように、1960年代後半にいたるまでのクロディウス像といえば、彼を彼と同時代人である民衆派 (populares) の領袖たち、すなわち三頭政治家の「道具」・「手先」とするのが一般的であった。例えば、ポコック (L. G. Pocock), <sup>(3)</sup> スミス (R. E. Smith) <sup>(4)</sup> などは、クロディウスをカエサルのために活動した人物と捉えているし、他方、マーシュ (F. B. Marsh), <sup>(5)</sup>

ロウランド (R. J. Rowland, Jr.)<sup>(6)</sup> 等はクラススのために活動した人物と考えている。グルーエン (E. S. Gruen)<sup>(8)</sup> の指摘によれば、このようなクロディウス像は、彼を三頭政治家の従者として描きがちなディオ・カッシウスやプルタルコスといった帝政期のいわゆる「二次史料」に、キケロの記述をあてはめた結果生み出されたものである。また、政治家としての彼個人の資質に関しては、その行動の暴力的性格のためか、「狂人」・「怪物」とする評価が優勢であったが、これには偏見に満ちたキケロの記述が大きく影響しているものと思われる。

このように悪評が先行していたクロディウス像の一例として、長谷川博隆氏の翻訳がある、ゲルツァー (M. Gelzer) 『カエサル』(原書発行は1960年)<sup>(9)</sup> から二、三引用するならば、

「上層のローマの青年は、高貴な生まれと、それによって保証されている政治的進路を、何よりも放縱な現世享受を永続させるためのチャンスと考えていたが、クロディウスはそういう連中の悪評噴噴たる代表者であった」(54頁)

「・・・大胆不敵な行動で年がら年中ローマ市を奔命に疲れさせていた人、最高の貴族社会の一員としてあらゆる恥しらずなことが許されていた人、・・・」(131頁)

といった具合である。もっとも、ゲルツァーは後者の引用箇所につづいて、「そして無産大衆からは最大の慈善家、倦むことなき戦士として愛された人」とも述べており、クロディウスと「都市民衆」との深い結びつきが指摘されている。そして、ゲルツァーによつてはまだ十分に評価されているとはいえない両者のこのような深い結びつきは、1960年代後半に相次いでだされたグルーエンとリントット (A. W. Lintott) の研究により積極的に評価され、クロディウス像の見直しが本格的に行なわれることになったのである。

まず、グルーエンは帝政期の「二次史料」に惑わされることなくキケロを読むという作業を行ない、その結果、クロディウスを三頭政治家の「道具」や「手先」などではなく、「民衆の闘士」あるいは「民衆のヒーロー」になろうと努力した政治家であるとし、クロディウスの政治家としての独立性を強調した。さらに、このグルーエンの研究姿勢を受け継いだランデル (W. M. F. Rundell) は、キケロの史料批判をも推し進めることによって、これまで見過ごされたがちだった、クロディウスと当時の閥族派 (optimates)<sup>(10)</sup> の中心人物との緊密な関係さえ指摘したのである。これらの研究により、「閥族派対三頭政治家」といった従来の図式を越えて、この時代の政治が少なくとも上層においては、先の対立にクロディウスを加えた三極構造——互いに離合集散の駆け引きを繰り返す三頭政治家のことを考えれば、五極構造——とも呼びうるような形をとり、複雑な動きを示していたことが明らかになった。

リントットも同じく、クロディウスが三頭政治家からは独立した政治家であったこと、そしてそれまで誰も利用したことのない「都市民衆」を権力基盤として利用したことを指摘したが、彼の研究において特筆すべきは、クロディウスが「都市民衆」を組織化した手段として、具体的に組合 (collegia)<sup>(11)</sup> に着目した点である。翌年に出版された彼の著書『共和政期ローマにおける暴力』<sup>(12)</sup> での当該箇所も参照しながらまとめなおし、リントットの主張を少し詳しく見ていく

くことにしたい。

リントットはまず、碑文から知られるプラエヌステやポンペイ、ミントゥルナエ、そしてカプアの例も引きながら、組合が持っている三つの側面、すなわち同職組合 (trade guild), 宗教団体 (religious brotherhood) そして地区組織 (district / local association) といった諸側面が、実は截然と分かたれたものではなく、互いに重なりあうものであったことを明らかにした。すなわち、特定の地区の人々が宗教団体をつくったり、特定の同職組合がその職業と関係の深い神々を崇拜する宗教団体であったり、また同じ職業の人々が一つの地区に集まることにより同職組合と地区組織とが重なったりした場合があったというのである。

このような組合のうち、ローマ市におけるもので、しかもクロディウスとひときわ関係が深いものに「四辻を守護する神々の組合 (collegia Compitalicia)」がある。この組合は、四辻 (compita) あるいは街区 (vici) にある礼拝所において、「四辻を守護する神々 (Lares Compitales)」を祀る宗教団体であり、先のリントットの説によれば、同時にそれは街区を中心とした地区組織——場合によっては同職組合——でもあったと考えられる（詳しくは後述）。この組合が主催した「四辻を守護する神々の祭り (Compitalia)」は、組合を禁止した前64年の元老院決議以来しばらく途絶えたままになっていた。しかし、その復活を求める声が強いなかで前58年1月1日、祭りは再開され、その際、興味深いことには、クロディウスの腹心の部下であるセクストゥス・クロディウス（あるいはクロエリウス）<sup>(14)</sup>が祭りの主催者になっていたのである（あるいは主催者のひとりだった）。また、先の元老院決議に対する法的措置として、クロディウスは護民官になるや、組合の結成を再許可する「組合に関する法」を出しており、このような動きからは、組合に対するクロディウス側からの強い関心と積極的な働きかけとを窺い知ることができる。

さて、クロディウスがこのように組合を勢力下におさめることに懸命であったことの理由を物語る史料として、その信憑性に関する議論は尽きないものの、Q・キケロ『選挙運動備忘録』<sup>(15)</sup>がある。その中でクィントゥスは兄マルクスに対して、コンスルの選挙戦を勝ち抜くためには、「すべての組合、村落 (pagi)，そして街区 (vicinitates) を考慮し」、「それらの長者たち (principes) を友人関係に加えるよう」に忠告しており、そうすれば「残りの民衆 (reliqua multitudo)<sup>(16)</sup> も容易に手中にすることができるだろう」と語っている。このような組合の性格からして、クロディウスが「組合の長老たち」あるいは「組合の長 (magistri)」→「組合の他の成員」という方向で組合全体を手中にし、それらを民会における彼の権力基盤にしようとしていたのではないか、と予想されるのである。また、街頭で直接行動を行なうクロディウスの支持者に関しては、十人組 (decuriae, decuriare) や百人組 (centuriae, centuriare) といった表現がしばしば用いられており、彼らが組合をもとにそのような形で組織化されていた可能性や、またその際、「組合の長」がクロディウスの副官のように活躍していた可能性もあるという。

以上のように、1966年に出されたグルーエンの論文、および1967年のリントットの論文によ

って、クロディウス研究は進展しクロディウス像は大きく書き替えられたといえよう。両者の成果を取り入れるかたちでまとめられているシャーファー (C. A. Schaffer) の研究や、わが国における池田氏の研究をもとに、いまや通説化していると思われるクロディウス像を、彼の活動の背景も含めて確認しておけば次のようになる。すなわち、共和政末期の社会経済的変化のなかで「都市民衆」はかなりの生活苦におわれていたにもかかわらず、閥族派はもとより、前59年のコンスルであるカサエルを中心とした三頭政治家たちも、彼らの生活状態を積極的に改善しようとはしなかった。このような状況下で、前58年に護民官として政治活動の場を確保したクロディウスは、三頭政治家に対する「都市民衆」の激しい不満をすばやく察知し、彼らをその権力基盤として利用するのに成功したのである。そしてその際、クロディウス政治の特徴をなし、また彼の成功に大きく貢献していたのは、「都市民衆」の組織である組合の利用であった。

このような再評価の動きとそれに続くクロディウスへの関心の高まりは、『クロディウスの政治：ローマ共和政末期におけるクリエンテラの変質についての研究』(1987年) と題して最近出版されたベンナー (H. Benner) の研究で、一つの到達点をみたように思われる。ここでベンナーは、政治家としてのクロディウスの活動を実に詳細にかつ包括的に論じており、クロディウスに関わる事で抜け落ちているものはほとんどないほどである。前56年から前53年にかけての時期においてもクロディウスの一貫した独立性を強調しようとするあたりは、史料も少ないだけに少し強引さも感じられるものの、クロディウスが民会や法廷、さらには集会 (contio) や劇場で用いた政治的手法の分析などはとりわけ創見に富んでいる。ただ、これまで紹介してきた諸研究同様、彼の研究においても、中心におかれているのはあくまでもクロディウスであり、そのため、クロディウスの政治家としてのたぐいまれな嗅覚が浮き彫りにされる一方で、「都市民衆」はどうちらかといえば彼に利用される客体として眺められがちである。彼に「利用された」とされる「都市民衆」の側に視点を据えれば何が明らかになってくるのか。次に、章を改めて、フランバール (J.-M. Flambard) とニッペル (W. Nippel) の研究を中心に二つの方向からみていくことにしよう。

## 第二章 共和政末期の「都市民衆」

### (1) 「都市民衆」と街区

ローマ共和政末期において、職を失い農村部からやってきてたり、奴隸として連れてこられその後解放されたり、あるいはそこの住民として以前からローマ市に住んでいたりした「都市民衆」が、よるべない個としてローマ市に放り出され、クリエンテラという形で生活の援助を

期待しながら、ただ有力者に依存していただけかというと、必ずしもそうではなかった。前章でふれたように、彼らは組合を作り、そこを生活さらには政治運動の基盤にしていったのである。本節では主としてフランバールの研究によりながら、組合のなかでも地区組織としての性格をもつ街区について、その実態とそれが「都市民衆」の社会生活あるいは政治運動に与えた影響とをみていくことにしよう。

クロディウスの政治活動との関連で、共和政末期の組合に注目したリントットとほぼ同じころ、キューネ (H. Kühne) という東独の学者も、奴隸の活動という視角から共和政末期の組合を論じている。<sup>(21)</sup> 彼の研究とリントットの研究との相違は、キューネが組合とその構成員である奴隸とを考察の中心に据えたため、組合というものがもつ二面的性格を指摘するにいたった点である。キューネはまず主としてベーマー (F. Bömer) の研究によりながら、組合が担った「安定化作用 (eine beruhigende Wirkung)」あるいは社会的「安全弁 (Ventil)」としての役割を挙げている。たとえば、地区組織でもあった「四辻を守護する神々の組合」における事例として、そこでは奴隸が自由人とほとんど同等に加入し活動している様が読み取れ、さらに「組合の長」ともなれば、彼らは地区の代表として、ローマの正規の政務官のように *toga praetexta* を纏いながら国家の宗教的儀式をとり行なうという栄誉を担うことにもなったのである。すなわち、奴隸は、その社会的不満から絶望→蜂起という道をたどるのではなく、組合への参加を通じて、つよく宗教的色調を帯びかつ平等の幻想を生み出すような方向で管理されようとしていたのであった。

しかしその一方で組合は、それが奴隸にある程度の集団行動を許すような結社であったことから当然予想されるように、彼らにとって「反乱の感情を育てる温床」となる可能性も秘めていた。キューネは、組合がもつこの側面を意識的に引き出し、しかも奴隸との緊張関係をうまく処理しながら、奴隸を反乱にいたらせずに自己の政治基盤とするのに成功した政治家として、クロディウスを捉えている。

組合の中に奴隸と等しく出生自由人 (ingenui) や解放奴隸 (libertini) も含まれ、しかも彼らもまたそのままでは社会的不満を抱きがちな下層の人々であったとすれば、キューネの議論は広く「都市民衆」にも適用しうることになるだろう。組合がもつこののような二面性をも含めて、共和政末期の組合の実態とその役割とを全面的に論じたのが、次に紹介するフランバールの二つの研究である。

まずフランバールは、「クロディウス、組合、プレプスそして奴隸：紀元前一世紀半ばにおける民衆政治に関する研究」と題した論文において、<sup>(23)</sup> 第1章「組合」、第2章「穀物法 (lex Clodia annonaria)」、第3章「解放奴隸の投票に関する提案 (rogatio Clodia de libertinorum suffragiis)」といった三つの点からクロディウスの活動を捉えている。結論としては彼も、グルーエンらのように、「都市民衆」を基盤にした政治家としての、クロディウスの自律性と独創性を強調するのであるが、その過程で、彼による第2の論文とも関わる興味深い指摘を行な

っている。それは、彼が「街区ごと (vicatim)」という言葉に着目し、街区に強い関心をよせている点である。もちろんリントットらも、クロディウスの政治における組合の役割を強調しているのであるから、地区組織としての街区を重視していることになる。しかしながら、クロディウスの政治がつくり出されてくる場として、これほどまでに街区に注目した研究は他にはないのでなかろうか。

たとえば、Sex・クロディウスの活動を考察した第2章の部分において、フランバールは、ニエンフの神殿の火災に関するニコレ (C. Nicolet)<sup>(24)</sup> の研究に依拠しながら、次のように主張している。穀物法によって Sex・クロディウスに託された任務は、供給源をも含めた穀物全体の管理——たとえば後にポンペイウスに託された *cura annonae* のような——であったと考えられるが、しかし、クロディウス配下の一書記にすぎない Sex・クロディウスがこのような任務を果たしうるはずもなく、実質的には、彼の仕事は受給のための有資格者リストの作成 (recensio) に限られていたのだろうと。留意すべきは、このことが「街区ごと」に行われたのではないか、とする点である。つまり、そのようにしてクロディウスは「街区ごと」のリストの作成を左右することにより、街区レベルで巧みに支持者を獲得していったのではないかと考えられるのである。

このように「街区ごと」という事実が史料から拾いだされることによって、網の目のようにローマ市をおおっていた街区とそれを基盤にしたクロディウスの活動とが、ある程度具体的に思い描かれるようになったといえるだろう。そしてこの街区の実態とそれが果たした役割とは、彼の第2の論文でさらに詳しく取り扱われることになった。

今まで何ら説明を与えることなく街区という言葉を使ってきたので叙述が相前後するようであるが、ここでフランバールの第2の論文（第1章）によりながら、ローマ市の街区の実態を簡単にまとめておくことにしよう。ただし、共和政期のローマ市の街区に関する情報がきわめて限られているため、フランバールの研究も比較的情報量の豊富なカプアやミントゥルナエ、さらには帝政期のローマ市からの類推という方法を随所でとっていることを断っておかなければならぬ。さて街区とは、通り (vici, clivi) によって互いに隔てられた「一区画の建物群」——その内部は網の目のような小道 (semitiae) や路地 (angiportus) によりさらに細かく分けられていた——のことであり、それらは montes や pagi と並んでローマ市の下部単位をなしていた。紀元後73年に、265の街区——正確には守護神をもつ四辻 (compita Larum) ——が存在したとする有名な大プリニウスの記述から、フランバールは、その平均面積を5.5ha (235m四方)，その人口を数千人の自由人男女プラス奴隸と試算している。それぞれの街区は固有の名称の他に、主要な四辻に位置する中心地を持っており、そこには「四辻を守護する神々」のための礼拝所 (sacella) が設けられていた。また街区は、すでにふれたような長 (magistri) や役員 (ministri) を選出し、さらに集会 (conventus) を開いて決議 (sententiae) を行なうこともあったようである。

フランバールの第2の論文は、上で概観したような街区を、人口調査との関連（第3章）、構成員、機構、機能（第4章）、政治的活動（第5章）といった多様な側面から、実に詳細に分析したものであるが、具体的な事実は割愛し、ここでは次の二点からこの論文を紹介することにしたい。それは、当論文の第2章と先の論文とにおいて展開されている、モムゼン（Th. Mommsen）以来の「四辻を守護する神々の組合」をめぐる論争に対する彼の見解と、結論部分にみられる街区の意義づけとである。

前の章で紹介したリントットは街区=組合——より正確には街区<組合——と捉え、本稿もそのように理解して論を展開してきたが、実は、街区については、前64年に元老院決議によって禁止され、前58年にクロディウスによって復活させられた組合が何であったのかという問題とかかわって、古くから論争がある。モムゼンは「四辻を守護する神々の祭り」との関連でこの問題を取り扱い、前64年に禁止されたのは地縁的組織である「四辻を守護する神々の組合」だと主張し<sup>(27)</sup>、その後それが通説化していた。それに対しワルツィン（J.-P. Waltzing）は、そのような組合はモムゼンの創造物にすぎないとしてこれを退け、前64年に禁止されたのは同職組合や宗教団体<sup>(28)</sup>、そしてそれに擬せて作られていた国家転覆的な結社であろうとし、モムゼン以前の説に立ち返るかたちとなった。ワルツィンにあっては組合がもつ地区組織的側面が否定されたのである。

このような古くからの論争に対して、フランバールは、前64年に禁止され、前58年に復活させられたのは街区と同職組合両者を含めた組合であるとし、またこの両者が「四辻を守護する神々の祭り」を主催していたと考えている。つまり、フランバールの説は、祭りの主催者を地区組織のみとせず同職組合をも含めて考えている点でモムゼンとは異なっているし、また、街区をも前64年の元老院決議の対象と考え、街区がもつ地区組織としての組合的性格を強調するという点でワルツィンとも異なっている。結論としては、リントットの捉え方に近いといえるが、街区と同職組合の重なりとともにその相違も重視しているようである。ともかく、モムゼンにより示唆されながらもワルツィンにより見えなくさせられた感のあるローマ市の地区組織が、フランバールの研究により再びクローズアップされたといえるだろう。

次に、フランバールは第5章までの具体的な検討に基づきながら、とくに共和政期ローマの社会的・政治的構造において街区が果たした機能として次の2点を指摘してまとめている。それは、(a)代償機能（une fonction de substitution）と(b)統合機能（une fonction d'intégration）である。この2点の説明の前にまず、第4章で明らかにされた事実として、「街区の長」の半分から4分の3が解放奴隸であったと考えられ、それゆえ一般会員ともなればその割合はかなり高くなつたであろうと推測されること、また、出生自由人である会員にしても、彼らの大部分は貧しい下層民であったことが予想されるという点を確認しておきたい。さて、前者(a)の代償機能とは、いま述べたようないわば市民的枠組（cadres civiques）の外におかれた人々が、その内部でローマ市民社会のヒエラルヒーや用語をまねながら——たとえば「一般会員」と「組

合の長」の区別や「組合の長」になった者のリストからわかるように、出生自由人と解放奴隸と奴隸との区別、他方では、*plebs*, *magister*, *comitia*, *conventus*, *lex* 等の用語——、一部想像力に基づいて法的不利を埋め合わせようとした場としての機能である。これは組合を黙認したローマ当局の側からすれば、「社会的安全弁 (*souape sociale*)」としての機能ということになり、先のキューネの主張と合致する。また、後者(b)の統合機能とは、潜在的な解放奴隸である奴隸や潜在的な完全市民である解放奴隸が、市民的用語や行動様式を学ぶための場としての機能ということであり、フランバールによれば、組合は彼らが公的生活に至るための通過の場、漸進的な統合の場なのであった。

このフランバールの主張にみられるような、広くは組合について、とりわけ地区組織としての街区について、それがローマ社会内において果たした社会的機能を探究しようとする議論は非常に興味深いものがある。しかし、関連史料の多くが帝政期に属していることでもあり、その是非の判断はひとまず措かなければならない。ここでは共和政末期の社会＝政治史に限定して、フランバールの研究の成果とそこから導きだしうる今後の可能性を一点だけ指摘するにとどめたい。すなわち、フランバールの研究は、「事件史」といわれるよう単に政治的事件の経過をたどるのではなく、また他方で、従来から多大な成果をあげているプロソポグラフィカルな手法で支配者層の社会的結合だけを追うのではなく、街区というローマ市の下部単位にまで降りていき——そこでの社会的結合関係に注目し、人的ネットワークの連鎖からというのは史料上無理にしても——その街区のレベルから共和政末期の政治史を描くことへの、手がかりを示したように思われるのである。

## (2) 「都市民衆」の政治運動

以上のような組織をもった「都市民衆」は、実際、どのような政治運動を行なっていたのだろうか。「都市民衆」は共和政末期においてももちろん民会における投票権を保持していたのであるが、この時期の彼らの活動として特徴的なのは、なんといっても当時ローマ市を中心に荒れ狂っていた「暴力」との結びつきである。そこで本節では、「都市民衆」により行使され、選挙や民会における法案の通過にも随伴していたこの「暴力」を考察の中心に据え、それをどのように評価すればよいのかについて論じることにしたい。そのためにはまず、この分野の先駆的業績ともいるべきブレント (P. A. Brunt) の研究から始める必要があるだろう。

ブレントは共和政末期ローマにおいて「暴力」に有利に働きそれを引き起こすことになった要因として、(i)国制上あまりにも多くのチェック・アンド・バランスの機能が存在したため、改革者はその意志を遂行するために「暴力」を行使するか、あるいは行使するかのように脅しをかける必要があったこと、(ii)ローマ市は現在の基準からしてもかなり人口密度の高い場所で

あり、しかもそこには駐留軍や警察機構が何ら存在しなかったこと、(iii)都市住民の生活がかなり悲惨であったこと、という三点を挙げ、これらの要因によって共和政末期に「暴力」が発展し、「暴力」という形での民衆の介入が、結局は民衆による支配ではなく、一人支配を生み出したとしている。その際興味深いのは、リューデ<sup>(29)</sup> (G. Rudé) を参照していることからも察せられるように、プラントが好意的とさえいえるような眼差しで「都市民衆」の「暴力」を眺め、それを彼等が生きた歴史的文脈に即しながら捉えている点である。とりわけ「暴力」行使の背景として、食糧危機を挙げているのが注目に値する。

このようにプラントによって主張された民衆の「暴力」の見直しを、更に徹底させたのが、リントット<sup>(31)</sup>とグルーエン<sup>(32)</sup>であろう。彼等は、「民衆の正義 (popular justice)」および「自力救済 (self-help)」という語をキー・タームとして用い、共和政初期の身分闘争につながるよう、民衆の「暴力」の正当性と伝統とを強調した。そのうちグルーエンは、一般に共和政末期の「暴力」として一括して捉えられたがちな「暴力」現象を、指導者間の政治闘争においてその従者を動員してなされた「暴力」と、民衆による、当然与えられるべき利益に対する国家への要求としてのそれにはっきり分けて捉え、食糧蜂起との関連で後者の正当性を力説している。そしてこのような流れのなかに位置づけられるのが、ここで少し詳しく紹介しようとするニッペルの研究である。<sup>(33)</sup>

ニッペルは先のプラントやグルーエン同様、リューデ<sup>(34)</sup>、トムスン (E. P. Thompson)、ホブズボーム<sup>(35)</sup> (E. J. Hobsbawm) 等による18・19世紀の民衆運動に関する研究に触発されながら、単なる「暴徒」として片づけることなく古代ローマの民衆運動を眺めることを提唱し、さらに「ここで試みられるべきは、紀元前一世紀の60年代と50年代における「都市民衆」の活動と活性化のうちに、政治の新しい規範の発展をも認めることである」としている。

まず、政治における暴力的対立の出現を条件づけたローマ共和政独自の枠組みとして、彼は次のような点を確認して論をすすめる。周知のごとく、ローマの国制は、元老院、政務官、民会といったそれぞれに独立した権限を持つ三つの構成要素から成り立っていた。三者のうち、とりわけ元老院と民会との間には、民会を主催する政務官の意志次第では、いつ表面化しても限らない衝突の可能性が潜在的に存在しており、事実、グラッス兄弟以来、「民衆派政治」による民会の道具化が進むにつれて、民会を利用しようとするいわゆる民衆派とそれを合法的妨害手段 (たとえば、intercessio, obnuntiatio) により阻止しようとする閥族派 (=元老院) との間で、ついには暴力的衝突をみるにいたったのである (先のプラントの指摘の(i)にあたるもの)。その際注意すべきは、民会を基盤にしていた民衆派の施策が改革を求める民衆の側の広範な期待と一致した場合、元老院からの妨害に対する民衆の暴力的行動は、単にデマゴーグに利用された民衆の行動としてではなく、彼等の意志あるいは期待の表現ともみなされるという点である。ニッペルによれば、前70年における護民官権限の復活以来、「都市民衆」は内政上の重大な要素になりつつあったが、「暴力」という新たな形態による民衆の政治的活

動がはっきり識別しうるまでになったのは、前58年のクロディウスの護民官職以来のことであった。

さて、クロディウスの影響力の源としてニッペルは、(i)穀物の無料給付、(ii)民衆の伝統的権利の擁護、(iii)組合ないしは「四辻を守護する神々の祭り」の復活、を挙げているが、これらの指摘はすでに多くの論者によりなされてきたものである。ただ、ニッペルが共和政末期の組合を「都市民衆」の文化的アイデンティティ表出の場と考え、「四辻を守護する神々の祭り」をめぐる元老院側と「都市民衆」＝クロディウスとの対立を、単に政治的にではなく文化的な次元でも捉えているように思われる——民衆の「対抗文化 (eine Gegenkultur)」ということが彼の念頭にあるためであろう——のは留意すべき点である。また、クロディウスの支持者をキケロの叙述に惑わされて「ならず者」・「犯罪者」とすることなく、レトゥルブロン (M. Létroublon)<sup>(37)</sup> やファヴォリ (F. Favory)<sup>(38)</sup> によるキケロの史料批判に基づいて、生業を営む「細民 (menu peuple)」としている。

これらに加え、リューデラの研究からの影響が最もよくあらわれているのは、クロディウスと彼につき従う「都市民衆」によって実践された「暴力」そのものの分析においてである。ニッペルは、クロディウスの支持者によってなされた、クロディウスの政敵の家々に対する放火や破壊を、象徴的・儀礼的方法による「民衆の意志」の遂行、「法違反者」の効果的な処罰と捉え、クロディウスは多分、身分闘争以来の伝統的な「民衆の正義」の形態に訴えたのではないかと推定している。食糧価格高騰の責任者として、あるいは民衆の権利の侵害者として、キケロやミロやポンペイウスは、民衆独自の手段で攻撃されたのであった。このようにして紀元前60年代の、そしてクロディウスと深く関わった前50年代の諸事件において、「都市民衆」は自らの政治的意志を表明するための新しい方法を「暴力」という形で鍛えあげたのであり、そこには「政治の新しい規範の発展」がみられるのである。この規範は、「都市民衆」が意図したかどうかとは別に、共和政という政治システム解体の促進要因となり、クロディウスの死を越えて、元首政期における「都市民衆」の在り方につながるものだった、とニッペルは主張している。

多分に理論的な論文であるだけに、ニッペル自身もふれているが、実証の可能性となると問題が残されているようである。しかしながら、外に向かっては属州民や奴隸を支配するローマ市民=支配者として一括され、他方、内においては、共和政という名の貴族寡頭支配において、民会への形ばかりの参加により体制内に組み込まれ、クリエンテラ等の手段で巧みに操作された対象として描かれるがちであった「都市民衆」に関して、その行動を理解するための興味深い視点が提供されたのは確かである。ニッペルは、「暴力」というどちらかといえば否定的に扱われがちな現象に、「都市民衆」独自の政治的意志の表現形態を見出し、民会への参加といった国制上認められた手段外における彼等の活動を積極的に評価しようとしたのであった。A・アルフェルディ (A. Alföldi) の言葉を借りて付け加えるならば、「貧困と抑圧からの解放を求

める下層民の暴動は (die Unruhe), 共和政最後100年の発展過程に決定的な影響を及ぼしたの  
である」。<sup>(39)</sup>

### おわりに

共和政末期の諸分野に関する最近の研究動向をまとめた論文でクリスト (K. Christ) は、「下層民 (Unterschichten)」——この中にクリストは「都市民衆」ばかりではなく「農村民衆 (plebs rustica)」をも含めている——と題した項目を設け、共和政末期の「下層民」研究の現状として次のように述べている。<sup>(40)</sup>一方では支配者層や大人物に比べ、他方では奴隸に比べて、彼ら「下層民」は注目されるのが稀であったと。クリストはその原因として挙げているわけではないが、彼が「下層民」を考察する際にまず自覚しておかなければならない基本的事実とする4点のうちには、これまで「下層民」があまり注目されてこなかった理由の一端と彼らを取り扱う際の難しさとが示されているといえるだろう。彼が指摘するのは次の4点である。

- (i) 経済的にも社会的にも、そして政治的にみても彼らは統一体を示してはいなかったこと。彼らの存在と利害の多様性に、「農村民衆」と「都市民衆」といった伝統的な分類で応じることはできない。
- (ii) 前五世紀や前四世紀の身分闘争時と比べ、効果的で永続的な彼ら自身の組織を欠いていたこと。組織化がみられる場合でも、それはせいぜいのところ宗教団体か同職組合であった。
- (iii) 彼らが統一戦線を作り出すのを妨げる有効な手段として、ローマにはクリエンテラが存在したこと。
- (iv) そういううちに元首政への移行における決定的な要因として、軍事的クリエンテラが形成されたこと。

とはいえたが、クリストの指摘にもかかわらず、私見によれば、これらの諸点を克服するための少なからぬ手掛りを最近の研究は提供している。たとえば第1点について、これは多分、一言で「下層民」といってもその実態はさまざまであり、「下層民」の運動という場合でもそれはその一部にすぎないのではないか、といった批判につながるものであろう。ローマに限らずいつの時代においても少なからず事態はそうであろうが、少なくともここで取り上げたクロディウス期の「都市民衆」の運動に関する限り、「四辻を守護する神々の組合」の参加という事実や食糧不足に対する抗議運動からは、単にクロディウスの「従者」というにとどまらないだけのある程度の広がりをもった民衆運動が予想されるのである。このことは、先のレトゥルブロンやファヴォリ、ベンナーの研究を参考にしながら、クロディウスにつき従い彼を支持した人々の分析をすすめることにより、より一層明らかになってくるであろう。

また第2点については、後の箇所でA・アルフェルディの研究を紹介しながらクリスト自身が述べているように、たとえ宗教団体や同職組合といった政治結社以外のものであろうとも、それらをもとにした「下層民」の活動を強調することは、共和政末期の社会的・政治的構造に関するこれまでのイメージに重要な修正を迫るものである。そのことの意義はまた、本稿によっても少しほとんど示されたと思う。

次の第3点と第4点において、ローマ共和政末期の「下層民」をめぐる研究は、最近ローマ史学会において盛んに議論されている大きな問題、「ゲルツァー理論」の再検討と深く結びついてくる。わが国でもいちはやくその議論が紹介されているように、「ノビレス支配」と「クリエンテラ」の二つの柱からなり、共和政期ローマの社会構造と政治構造全体に関わる「ゲルツァー理論」<sup>(41)</sup>が、ここへきて疑問視され始めているのである。もちろんこの二つの柱は相補的ながら「ゲルツァー理論」を構成しているのであり両者を切り離して論じることはできないが、すでに以前からみられた、ノビレスという語の定義ともかかわる前者への批判に加え、後者へも批判がおよんだことがより根本的な再検討を要求しているように思われる。

本稿でふれたような組合に集いクロディウスを支持した「都市民衆」をみると、クリストが第3点で述べるように、彼らがクリエンテースとして有力政治家に個別に強く縛り付けられていたとは思えない。それでは彼らを従来のクリエンテラからこぼれ落ちた部分と考えればよいのか、あるいはクリエンテラそのものが変質し衰退していたとすればよいのか、それともそもそもクリエンテラの強い絆は存在したことがなかったのか。他方では、クロディウスと組合あるいは街区との関係を、帝政期を先取りしたようなクリエンテラと考えればよいのかどうか。これらの問題は、ローマ社会を分析するためのクリエンテラなる概念の有効性そのものともかかわって、再考を要しそうである。

## 註

- (1) F. Fröhlich, *RE* IV, 1, Stuttgart 1901, col. 82—88, s. v. «Clodius»
- (2) 池田勝彦「P・クローディウスとプレプス・ウルバーナ」『文化史学』37, 1981年, 41—60頁。  
尚、松本宣郎氏の「帝政期ローマの民衆とエリート」『西洋史研究』(東北大) 17, 1988年, 1—26頁は、帝政期が中心ではあるが、プラントやヤーヴェツ(註29参照)、リントット(註13参照)らをもとに共和政末期の「都市民衆」にもふれており非常に参考になる。
- (3) L. G. Pocock, "Pvblivs Clodivs and the Acts of Caesar", *CQ* 18, 1924, pp. 59—65; Id., "A Note on the Policy of Clodivs", *CQ* 19, 1925, pp. 182—184.
- (4) R. E. Smith, "The Significance of Caesar's Consulship in 59 B. C.", *Poenix* 18, 1964, pp. 303—313.
- (5) F. B. Marsh, "The Policy of Clodius from 58 to 56 B. C.", *CQ* 21, 1927, pp. 30—36.
- (6) R. J. Rowland, Jr., "Crassus, Clodius, and Curio in the Year 59 B. C.", *Historia* 15, 1966, pp. 217—223.
- (7) 手下とするわけではないが、早い頃におけるクロディウスとポンペイウスとの結びつきを指摘

- するのは、T. W. Hillard, "P. Clodius Pulcher 62—58 B. C.: 'Pompeii Adfinis et Sodalis'", *PBSR* 50, 1982, pp. 34—44.
- (8) E. S. Gruen, "P. Clodius: Instrument or Independent Agent?", *Phoenix* 20, 1966, pp. 120—130.
- (9) M. Gelzer, *Caesar: Der Politiker und Staatsmann*, Wiesbaden 1960 (長谷川博隆訳『カエサル』筑摩書房 1968年, 尚, 本書は改訳が準備中のこと).
- (10) Gruen, *op. cit.*
- (11) W. M. F. Rundell, "Cicero and Clodius: The Question of Credibility", *Historia* 28, 1979, pp. 301—328. 初期の経歴の見直しは, D. Mulroy, "The Early Career of P. Clodius Pulcher: A Re-examination of the Charges of Mutiny and Sacrilege", *TAPhA* 118, 1988, pp. 155—178.
- (12) A. W. Lintott, "P. Clodius Pulcher-Felix Catilina?", *G&R* 14, 1967, pp. 157—169 (= *G&R*).
- (13) A. W. Lintott, *Violence in Republican Rome*, Oxford 1968, pp. 77—83.
- (14) D. R. Shackleton Bailey, "Sex. Clodius-Sex. Cloelius", *CQ* N. S. 10, 1960, pp. 41f.
- (15) J. -M. David / S. Demougin / E. Deniaux / D. Ferey / J. -M. Flambard / C. Nicolet, "Le 'Commentariolum Petitionis' de Quintus Cicéron: Etat de la question et étude prosopographique" *ANRW* I, 3, Berlin/New York 1973, pp. 239—277.
- (16) [Q. Cic.] *Comm. Pet.*, 8, 30 (浅香正訳「選挙運動備忘録」『文化学年報』14, 1965年, 81—90頁。『文化史学』35, 1979年, 124—141頁).
- (17) C. A. Schaffer, *Catiline and Clodius: A Social Scientific Approach to Two Practitioners of Civil Violence in the Late Roman Republic*, Diss. Minnesota 1973, pp. 115—165.
- (18) 池田, 前掲論文。
- (19) C. L. Babcock, "The Early Career of Fulvia", *AJPh* 86, 1965, pp. 1—32; R. Seager, "Clodius, Pompeius and the Exile of Cicero", *Latomus* 24, 1965, pp. 519—531; E. Badian, "M. Porcius Cato and the Annexation and Early Administration of Cyprus", *JRS* 55, 1965, pp. 110—121; E. Rawson, "The Eastern Clientelae of Clodius and the Claudi", *Historia* 22, 1973, pp. 219—239; T. Loposzko, "Gesetzentwürfe betreffs der Sklaven im Jahre 53 v. u. Z.", *Index* 8, 1978/79, pp. 154—166. クロディウスをめぐる人々のプロソポグラフィカルな研究としては, T. P. Wiseman, "Two Friends of Clodius in Cicero's Letters", *CQ* N. S. 18, 1968, pp. 297—302; Id., "Pulcher Claudius", *HSPh* 74, 1970, pp. 207—221. 「ボナ・デア事件」に関するものは, J. P. V. D. Balsdon, "Fabula Clodiana", *Historia* 15, 1966, pp. 65—73; Ph. Moreau, *Clodiana Religio: Un procès politique en 61 avant J. C.*, Paris 1982.
- (20) H. Benner, *Die Politik des P. Clodius Pulcher: Untersuchungen zur Denaturierung des Clientelwesens in der ausgehenden römischen Republik*, Stuttgart 1987.
- (21) H. Kühne, "Die stadtromischen Sklaven in den Collegia des Clodius", *Helikon* 6, 1966, pp. 95—113.
- (22) F. Bömer, *Untersuchungen über die Religion der Sklaven in Griechenland und Rom* I, Mainz 1957, p. 411 (=Wiesbaden '1981, p. 37).
- (23) J. -M. Flambard, "Clodius, les collèges, la plèbe et les esclaves: Recherches sur la politique populaire au milieu du I<sup>e</sup> siècle", *MEFRA* 89, 1977, pp. 115—156.
- (24) C. Nicolet, "Le temple des Nymphes et les distributions frumentaires à Rome: à l'époque république d'après des découvertes récentes", *CRAI* 1976, pp. 29—51.
- (25) J. -M. Flambard, "Collegia Compitalicia: phénomène associatif, cadres territoriaux et cadres civiques dans le monde romain à l'époque républicaine", *Ktēma* 6, 1981, pp. 143—166. さらに詳しく述べ, A. Grenier, *Dictionnaire des Antiquités*, pp. 854—863, s. v. «Vicus, Vicani»
- (26) Plin., *Nat. Hist.*, III, 5, 66.

- (27) Th. Mommsen, *De collegiis et sodaliciis Romanorum*, Kiel 1843 (未見).
- (28) J.-P. Waltzing, *Étude historique sur les corporations professionnelles chez les Romains : Depuis les origines jusqu'à la chute de l'Empire d'Occident I.*, (Louvain 1895) Hildesheim/New York 1970, pp. 61–113.
- (29) P. A. Brunt, "The Roman Mob", *P&P* 35, 1966, pp. 3–27. 彼らの生活状態を知るために、Z. Yavetz, "The Living Conditions of the Urban Plebs in Republican Rome", *Latomus* 17, 1958, pp. 500–517も欠かすことができない。
- (30) G. Rudé, *The Crowd in History : A Study of Popular Disturbances in France and England, 1730–1848*, New York 1964 (古賀秀男/志垣嘉夫/西嶋幸右訳『歴史における群衆——英仏民衆運動史 1730–1848』法律文化社 1982年).
- (31) Lintott, *G&R*, pp. 167f. ; Id., "Popular Justice in a Letter of Cicero to Quintus", *RhM* 110, 1967, pp. 65–69.
- (32) E. S. Gruen, *The Last Generation of the Roman Republic*, Berkeley / Los Angeles / London 1974, pp. 433–448.
- (33) W. Nippel, "Die plebs urbana und die Rolle der Gewalt in der späten römischen Republik", in : H. Mommsen / W. Schulze (eds.), *Vom Elend der Handarbeit : Probleme historischer Unterschichtenforschung*, Stuttgart 1981, pp. 70–92.
- (34) Rudé, *op. cit.*
- (35) E. P. Thompson, *The Making of the English Working Class*, London 1963 (未見).
- (36) E. J. Hobsbawm, *Primitive Rebels*, Manchester 1959 (水田洋/安川悦子/堀田誠三訳『素朴な反逆者たち——思想の社会史——』社会思想社 1989年).
- (37) M. Létroublon, "Les esclaves dans les bandes armées d'après les discours de Cicéron de 57 à 52", in : *Actes du Colloque 1972 sur l'esclavage*, Paris 1974, pp. 235–247.
- (38) F. Favory, "Classes dangereuses et crise de l'État dans le discours cicéronien d'après les écrits de Cicéron de 57 à 52", in : *Texte, politique, idéologie : Cicéron. Annales littéraires de l'Université de Besançon* 187, Paris 1976, pp. 109–233 ; Id., "Clodius et le péril servile : fonction du thème servile dans le discours polémique cicéronien", *Index* 8, 1978/1979, pp. 173–205.
- (39) A. Alföldi, "Die Gärung der Massen als bewegende Kraft der politischen Entwicklung in der späten Republik", in : Id., *Caesar in 44 v. Chr.*, Bonn 1985, p. 11.
- (40) K. Christ, "Neue Forschungen zur Geschichte der späten Römischen Republik und den Anfängen des Principats", *Gymnasium* 94, 1987, pp. 332f.
- (41) Alföldi, *op. cit.*, pp. 11–91 ; Id., *Die zwei Lorbeerbäume des Augustus*, Bonn 1973 (後者未見).
- (42) 南川高志「書評 K. Hopkins, *Death and Renewal*」『史林』68, 1985年, 141–148頁；岩井絢男「ゲルツァー理論の再検討——ミラー論文を手がかりとして——」『北日本文化の継承と変容』1987年, 191–202頁。
- (43) M. Gelzer, *Die Nobilität der römischen Republik*, (Leipzig 1912) Stuttgart 1983 ; Id. "Die römische Gesellschaft zur Zeit Ciceros", in : Id., *Kleine Schriften* I, Wiesbaden 1962, pp. 154–186.
- (44) P. A. Brunt, "Nobilitas and Novitas", *JRS* 72, 1982, pp. 1–17 ; K. Hopkins / G. Burton, "Political Succession in the Late Republic (249–50B. C.)", in : K. Hopkins, *Death and Renewal*, Cambridge 1983, pp. 31–119. ブラントへの批判は、D. R. Shackleton Bailey, "Nobiles and Novi Reconsidered", *AJPh* 107, 1986, pp. 255–260.
- (45) F. Millar, "The Political Character of the Classical Roman Republic, 200–151B. C." *JRS* 74, 1984, pp. 1–19 ; P. A. Brunt, "Clientela", in : Id., *The Fall of the Roman Republic and Related Essays*, Ox-

ford 1988, pp. 382—442.

(46) その際、松本氏が用いている「間接的クリエンテーラ」、「直接的クリエンテーラ」といった区分（松本、前掲論文、23頁）は示唆的である。